

告示

埼玉県告示第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	三ツ林 裕己	埼玉県幸手市大字千塚四百九十番地一
同	今井 義郎	同 羽生市上川俣千四百四十二番地
同	林 成夫	同 吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	橋本 武雄	同 久喜市高柳九百九十七番地
同	山崎 正義	同 北葛飾郡松伏町大字築比地七百四十七番地
同	飯塚 精一	同 羽生市北二丁目二番四号
同	谷山 武男	同 加須市北大桑六百一番地一
同	五月女 行一	同 羽生市大字今泉千五百五十二番地
同	奥貫 榮市	同 幸手市平須賀一丁目二百十七番地
監事	染谷 博	同 加須市北平野二百二十三番地一
同	齊藤 忠男	同 吉川市大字八子新田七百五十五番地
同	白石 守利	同 北葛飾郡杉戸町大字堤根二千六百九十七番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	三ツ林 裕己	埼玉県幸手市大字千塚四百九十番地一
同	今井 義郎	同 羽生市上川俣千四百四十二番地
同	林 成夫	同 吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	橋本 武雄	同 久喜市高柳九百九十七番地
同	山崎 正義	同 北葛飾郡松伏町大字築比地七百四十七番地
同	飯塚 精一	同 羽生市北二丁目二番四号
同	谷山 武男	同 加須市北大桑六百一番地一
同	五月女 行一	同 羽生市大字今泉千五百五十二番地
同	奥貫 榮市	同 幸手市平須賀一丁目二百十七番地
監事	染谷 博	同 加須市北平野二百二十三番地一
同	齊藤 忠男	同 吉川市大字八子新田七百五十五番地

同
白石守利
同

北葛飾郡杉戸町大字堤根二千六百九十七番地